三の二第八項」を「第三十七条の十三の三第八項」に、「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の三第四項」に改め、同条第十七項中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に、「第三十七条の十三の二第八項」を「第三十七条の十三の三第八項」に、「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の三第七項」に、「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の三第四項」に改め、同条第十八項中「又は」と」の下に「「前項」とあるのは「第二十五条の十二の三第十七項において準用する前項」と」を加え、「「前項」とあるのは「第二十五条の十二の二第十七項において準用する前項」と」を削り、同条第十九項中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改め、同条第二十項中「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の三第七項」に改め、同条第二十一項中「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の三第四項」に、「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の三第七項」に改め、同条第二十二項中「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の三第四項」に改め、同条第二十三項中「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の三第四項」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改め、同項第六号中「第三十七条の十三の二第八項」を「第三十七条の十三の三第八項」に、「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改め、同項第十号中「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の三第七項」に改め、同条第二十四項中「、法第三十七条の十三の二第四項」を「、法第三十七条の十三の三第四項」に改め、同項の表第十一条の二第二項の項中「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の三第七項」に、「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の三第四項」に改め、同表第九十七条第二項の項中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改め、同表第二百五十八条第一項第二号の項及び第二百六十一条第一号の項中「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の三第七項」に、「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の三第四項」に改め、同条第二十六項中「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の三第四項」に、「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の三第七項」に改め、同条を第二十五条の十二の次に次の一条を加える。

（特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等）

第二十五条の十二の二　法第三十七条の十三の二第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　法第三十七条の十三の二第一項に規定する株式会社（以下この条において「特定株式会社」という。）の同項に規定する設立特定株式（以下この条において「設立特定株式」という。）を払込みにより取得をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該特定株式会社の発起人であること。

二　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が次に掲げる者に該当しないこと。

イ　当該設立特定株式を発行した特定株式会社の設立に際し、当該特定株式会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下この号において「特定事業主であった者」という。）

ロ　特定事業主であった者の親族

ハ　特定事業主であった者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ニ　特定事業主であった者の使用人

ホ　ロからニまでに掲げる者以外の者で、特定事業主であった者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

ヘ　ハからホまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

2　法第三十七条の十三の二第一項の規定による控除については、次に定めるところによる。

一　法第三十七条の十三の二第一項に規定する控除対象設立特定株式の取得に要した金額の合計額の同項の規定による控除は、まず同項に規定する適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、その取得の日の属する年分の同項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除し、なお控除しきれない金額があるときは、同項に規定する適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、その取得の日の属する年分の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

二　所得税法第七十一条第一項の規定による控除が行われる場合には、まず法第三十七条の十三の二第一項の規定による控除を行う。

3　前項の場合において、同項に規定する控除対象設立特定株式の取得に要した金額は、法第三十七条の十三の二第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年中に払込みにより取得をした設立特定株式の銘柄ごとに、その払込みにより取得をした設立特定株式の取得に要した金額の合計額を当該取得をした設立特定株式の数で除して計算した金額に次項に規定する控除対象設立特定株式数を乗じて計算した金額とする。

4　法第三十七条の十三の二第一項に規定するその年十二月三十一日において有するものとして政令で定める設立特定株式は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年中に払込みにより取得をした設立特定株式のうちその年十二月三十一日（その者が年の中途において死亡し、又は所得税法第二条第一項第四十二号に規定する出国をした場合には、その死亡又は出国の時。以下この条において同じ。）における当該設立特定株式に係る控除対象設立特定株式数（当該設立特定株式の銘柄ごとに、第一号に掲げる数から第二号に掲げる数を控除した残数をいう。）に対応する設立特定株式とする。

一　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年中に払込みにより取得をした設立特定株式の数

二　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年中に譲渡又は贈与をした同一銘柄株式（前号の設立特定株式及び当該設立特定株式と同一銘柄の他の株式をいう。以下この条において同じ。）の数

5　設立特定株式の払込みによる取得の後当該取得の日の属する年十二月三十一日までの期間（以下この項及び次項において「取得後期間」という。）内に、当該設立特定株式に係る同一銘柄株式につき分割又は併合があつた場合における第三項に規定する取得をした設立特定株式の数及び前項各号に掲げる数の計算については、当該分割又は併合の前にされたこれらの規定に規定する取得並びに譲渡及び贈与に係る株式の数は、当該取得並びに譲渡及び贈与がされた株式の数に当該分割又は併合の比率（取得後期間内において二以上の段階にわたる分割又は併合があつた場合には、当該取得又は譲渡若しくは贈与がされた後の全ての段階の分割又は併合の比率の積に相当する比率）を乗じて得た数とする。

6　設立特定株式の払込みによる取得後期間内に、当該設立特定株式に係る同一銘柄株式につき会社法第百八十五条に規定する株式無償割当て（当該株式無償割当てにより当該設立特定株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。以下この項において同じ。）があつた場合における第三項に規定する取得をした設立特定株式の数及び第四項各号に掲げる数の計算については、当該株式無償割当ての前にされたこれらの規定に規定する取得並びに譲渡及び贈与に係る株式の数は、当該取得並びに譲渡及び贈与がされた株式の数に当該株式無償割当てにより割り当てられた株式の数（取得後期間内において二以上の段階にわたる株式無償割当てがあつた場合には、当該取得又は譲渡若しくは贈与がされた後の全ての段階の株式無償割当てにより割り当てられた株式の数の合計数）を加算した数とする。

7　法第三十七条の十三の二第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年中に取得をした同項に規定する控除対象設立特定株式（以下この項において「控除対象設立特定株式」という。）の取得に要した金額の合計額につき同条第一項の規定の適用を受けた場合において、当該適用を受けた金額（以下この項において「適用額」という。）が二十億円を超えたときは、その適用を受けた年（以下この項及び次項において「適用年」という。）の翌年以後の各年分における所得税法第四十八条の規定並びに所得税法施行令第二編第一章第四節第三款及び第百六十七条の七